

# 契丹文『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』 『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』合考

愛新覺羅 烏拉熙春

契丹文『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』は、出土の際に誌石がすでに破損しており、僅かに残存している破片には、33個の単語しか読み取れない。ゆえに、墓の発掘簡報は、「惜残缺不全、無法拼對通讀。」と慨嘆する。しかしながら、筆者はこの僅かに残存した33個の単語を解読し、併せて「墓主人可能是一位中年女性」という墓主の遺骨鑑定を手がかりに、墓主の姓氏・名前・出身房族及び大体の埋葬年代のすべてを解明した。

墓主の胡覩古娘子は、契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』の墓主で、遼景宗の次男、秦晋国王隆慶の庶長子である朝隱驢糞（耶律宗教）の次女である。胡覩古娘子の母である惕隱摩格韓國夫人は、乙室己氏国舅少父房の出身で、涅里袞敵烈德（蕭敵烈）の第五女になる。胡覩古娘子の夫である控骨里太尉は、拔里氏国舅大翁帳の出身で、遼太祖淳欽皇后の異父長兄である敵魯<sup>①</sup>の後裔にあたる。朝隱驢糞の二人のむすめの嫁ぎ先は共に拔里氏国舅大翁帳である。朝隱驢糞の埋葬年代は、遼興宗重熙二十二年（1053）であり、このとき次女の胡覩古娘子はおよそ三十代であったと推測しうる。従って、胡覩古娘子の埋葬年代は、重熙二十二年よりさほど降らず、遼道宗の清寧年間（1055–64）にあると考えられる。

筆者が契丹文字の解読によって導いた以上の結論は、発掘簡報の情報に吻合する。それによると、磚を積んだ八角形の墓室は、「遼代中期のやや遅い時期に出現し」、黄釉を施したヒョウタン形の執壺については、「黄釉の磁器が遼墓に現れる年代は、中期のやや遅い時期であり、晚期まで続いていた。」

胡覩古娘子の父である朝隱驢糞（耶律宗教）の墓誌の誌石はほぼ完全に保存されており、契丹文の字跡もはつきり読み取れる。ここでは、筆者がつとに解読した墓誌の全文を、胡覩古娘子墓誌の残存文字に比較した上で、関連する問題に対する全面的な考証を試みよう。

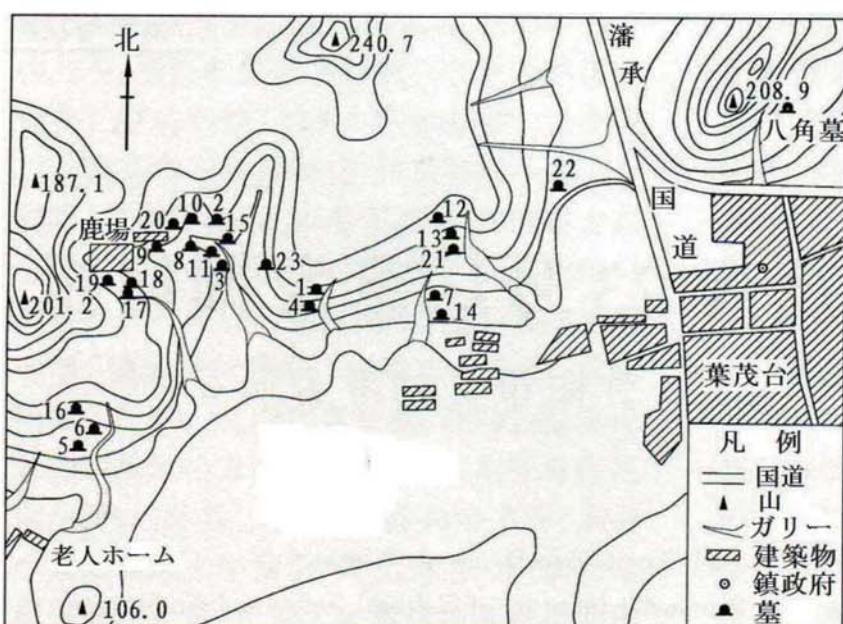
## 一 契丹文『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』

中国遼寧省法庫県葉茂台鎮は、遼朝拔里氏国舅大翁帳の本帳の所在地である。この房帳は、遼太祖淳欽皇后の異父長兄敵魯（契丹文の綴りによれば、この人の「字」と「名」の適切な音訳は「迪輦・迪里古」となるはずである）の後裔である。長期にわたって、拔里氏国舅大翁帳の本帳は所在地不明のままだったが、1976年に出土した漢文『蕭義墓誌』によってようやく法庫県葉茂台鎮あたりに推定されるようになった。『考古』2010年第1期に、同墓地において2004年に出土した契丹文墓誌残石が公開された。筆者の解読によれば、これは拔里氏国舅大翁帳に所属する控骨里太尉の妻である胡覩古娘子の墓誌にほかならない。ここに至ってはじめて、法庫県葉茂台鎮あたりが、あきらかに拔里氏国舅大翁帳の本帳の所在地であることが断定できるようになった。



### 葉茂台墓群位置図<sup>②</sup>

法庫県西南50kmにある葉茂台鎮葉茂台村周辺は、起伏に富んだ丘陵地帯であり、村の北から西にかけて孤立した小山があり、遼代には「聖迹山」と呼ばれていた<sup>③</sup>。山脈は村の北から西へと延びており、さらに南に向かっている。寛い緩やかな南側の斜面には、多数の古墓が分布し、三つの墓区に分かれる。東墓区：小山の東端に近い南斜面では、6基が発見され、7号墓・12号墓・13号墓・14号墓・21号墓・22号墓と編号されている。西墓区：小山西部の岡から南へ曲がった東側と南側の斜面では、3基が発見され、5号墓・6号墓・16号墓と編号されている。中墓区：小山の南斜面にあり、14基が発見され、1号墓・2号墓・3号墓・4号墓・8号墓・9号墓・10号墓・11号墓・15号墓・17号墓・18号墓・19号墓・20号墓・23号墓となっている<sup>④</sup>。



葉茂台墓群分布図

この墓群の最初の発見は、1953年6月に遡る。1972年9月、鐵嶺地区文化局の主催した鐵嶺地区文物幹部訓練班が1～6号墓の発掘を行った。4号墓は盜掘されていたため、遺物の発見はなかった。1974年5月、遼寧省博物館考古隊・鐵嶺地区文物組・法庫県文化館が7号墓を発掘し、墓主は老年女性で、二枚の帛画を含む大量の副葬品が出土したことは、墓主の高い身分を窺わせたが、墓誌がなかったため、墓の年代は、上限は10世紀中期、下限は聖宗統和（983-1012）末を超えないと推定されるにとどまった。1974年5月、遼寧大学歴史系文博班による8、9号墓を対象とする発掘実習が行われ、どちらも夫妻合葬墓であることを明らかにした。1974年、鐵嶺地区的群衆芸術館文物組と法庫県文化館文物組が10～14号墓を発掘したが、10～12号墓の3基はともに早期の盜掘を被っていたため、遺物が皆無であった。14号墓から出土した副葬品の大部分は、木工・漁獵用の工具及び兵器である。1975年5月、鐵嶺地区的群衆芸術館文物組と法庫県文化館文物組は15号墓を整理し、出土した副葬品の大部分は馬具や兵器であり、单人葬であることを明らかにした。1976年4月から9月にかけて、鐵嶺地区群衆芸術館文物組と法庫県文化館文物組は16号墓を整理した。墓は以前に盜掘されていたが、漢文『蕭義墓誌』（遼天祚帝天慶二年[1112]）が出土した。墓主は、『遼史』に伝がある蕭常哥であり、遼太祖淳欽皇后の異父長兄敵魯の七世孫にあたる人物である。かれの次女師姑は、即ち天祚帝の徳妃であり、乾統三年（1103）に妃に封ぜられた。1976年7月、法庫県文化館文物組は17号墓を整理した。早期に盜掘されたため、遺物は皆無であった。1976年10月、法庫県文化館文物組が18号墓を整理し、この墓が夫妻合葬墓であることを明らかにした。1978年8月、鐵嶺地区文物組は19号墓を発掘整理し、この墓が夫妻合葬墓であることを確認し、墓主の推定年齢を35歳前後、墓葬の推定年代を遼代晚期とした。1980年10月、法庫県文化館文物組は20号墓を整理した。早期に盜掘されたため、遺物はほとんどなかった。1988年6月、法庫県文化館文物組は21号墓を整理し、墓主が男性であることを確認し、墓の推定年代を遼代晚期とした。1989年8月、法庫県文物管理所は22号墓を調査したが、墓がすでに破壊されていたため、整理発掘は行わなかった。

2004年8月、中墓区であらたに1基が盜掘されたため、同年10月26日から11月30日にかけて、遼寧省文物考古研究所と瀋陽市文物考古研究会が合同で緊急発掘を行い、23号墓と編号した。墓は葉茂台遼墓群東側の斜面に位置しており、その斜面は現地では老虎窩山と呼ばれている。鹿場の東側約200mのところにあり、1973年に発掘された3号墓の東約50mである。墓の所在地の地勢は東北が高く西南が低く、台地のへりにある。23号墓は、磚と石を混ぜて構築した多室墓であり、墓道・天井・墓門・甬道・左右耳室・前室・主室の七部分よりなっている。全長25m、幅7m、地表から最も深いところは7mに達している。

墓の主室は磚を積んだ八角形で、こうした形をもつ墓は遼代の中期のやや遅い時期に出現する。一方、出土磁器より推測すれば、23号墓の年代は遼代晚期にあたる。墓主は中年女性である。

墓誌は、青い細砂岩の石質に、楷書の契丹小字が刻まれており、字体が整っている。誌石はすでに盜掘者に打ち碎かれ、いくつかの破片となっている。残存した破片の大きなものは、長53cm、幅18cm、厚約15cmである。その中で、文字があるのは4件のみであり、しかも読み取れる単語は33個しかなかった。筆者はこの33個の単語をもとに、墓主の女性の遺骨特徴を参照して、墓誌が記述するのは、朝隱大王・惕隱麼格韓國夫人二人の次女胡覲古であることを推定した。こうした結論は、同じ墓群より出土した漢文『蕭義墓誌』を佐證とすることができます。蕭義は、淳欽皇后の異父長兄敵魯の七世孫にあたり、かれの房族は拔里氏国舅大翁帳に隸属する。胡覲古の夫である控骨里は、

契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』に、その房族はまさに「国舅大翁帳」とある。ここから、遼寧省法庫県葉茂台鎮の遼墓群は拔里氏国舅大翁帳の本帳の所在地であることが改めて証明された。



23号墓出土の契丹文墓誌残石



契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』

墓誌残石の右から第一行と第二行に記述されるのは、墓主の夫である控骨里太尉の事跡である。残石の第一行の最下部に僅か三個の単語「太尉」「歳」「補し」が残存している。その意は、「太尉は□□歳に、祇候郎君に補せられ」ではないかと思われる。

残石の第二行に「宰相の副使になり」と「瀋州<sup>⑤</sup>」が見える。それは控骨里太尉の父の職ではない。というのは、漢文『耶律宗教墓誌銘』に控骨里太尉の父が國舅阿沒であり、その身分は僅かに郎君だったとあるからである。「瀋州」の下の欠けている文字は「刺史」にちがいないと思われる。

残石の第三行と第四行はともに墓主である胡覩古娘子の事跡に関する記述である。

残石の第三行に「朝隱大王、乙室己国舅の賢なる涅里袞相公の第五女」と見える。「朝隱大王」とは「朝隱驢糞」つまり耶律宗教であり、『遼史』には伝がないが、契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』と漢文『耶律宗教墓誌銘』が出土している。第五女とは、朝隱驢糞の妻惕隱懶格であり、その父は乙室己国舅少父房の涅里袞敵烈德相公つまり『遼史』卷八十八に伝がある蕭敵烈である。蕭敵烈には、漢文墓誌があり、その墓は、遼寧省義県清河門西山村の西山にある。誌蓋に「佐移離畢蕭相公墓誌銘」と刻まれている。今一つの残石に「惕隱韓國夫人の姉の子……」と見えるが、朝隱驢糞の契丹文墓誌によれば、その妻の名は「惕隱」で、封ぜられた号は「韓國夫人」である。ここから上述の推論が確実であることを改めて証明し得る。

残石の第四行に記述されるのは、墓主の婚前の行状である。最後の「控骨里太尉に」の下に失われている動詞は「嫁いだ」、即ち「控骨里太尉に嫁いだ」に違いない。墓主の夫である控骨里は、『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』にも見えており、それは朝隱驢糞と韓國夫人の次女である胡覩古が嫁いだ夫である。ここから、本墓誌が記述する墓主が胡覩古であることは言うまでもあ

るまい。本墓誌の誌題は『控骨里太尉妻胡覗古娘子墓誌』である可能性が非常に大きい。「胡覗古夫人」とはせず「胡覗古娘子」とする根拠は、彼女の夫の官職が太尉であることがある。太尉の妻は、契丹文墓誌ではおおむね娘子と称し、夫人と称しないからである<sup>⑩</sup>。

控骨里の官職は、漢文『耶律宗教墓誌銘』によれば「太尉」だが、契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』によれば「太保」である。太保は太尉の上、太師の下に位置し、そのうえ本墓誌の製作年代が前の2墓誌の後にあるにもかかわらず、控骨里の官職を依然として「太尉」とすることから、契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』の「太保」は誤筆にちがいない。ここからさらに、胡覗古娘子の埋葬がその父の薨去から時間的にさほど大きく隔たらないことを推測しうる。その根拠は、一、彼女の夫の官職が相変わらず太尉であること。二、墓主の遺骨鑑定により「中年女性である可能性がある」ことである。朝隱驢糞が薨逝した年に六十二歳なので、その当時次女の胡覗古は三十代と思われ、その埋葬年代は1053年からさほど降らず、道宗の清寧年間（1055-64）にあたると考えられる。

## 二 契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』

契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』と漢文『耶律宗教墓誌銘』は、1982年の中国文物普查の際に発見された。墓葬の所在地は、遼寧省北鎮滿族自治県鮑家郷高起村の西北約1.5kmのところに位置する谷状のくぼ地にある南向き斜面の崖下で、周辺は山々に取り囲まれており、ちょうど醫巫閭山の東麓にある。ここは、遼代には裊速叢山と呼ばれていた。墓は以前から何度も盜掘を被ったため、墓室天井の大部分はすでに崩れ落ちており、もとの封石のすべてが墓の中に落ちてしまい、墓室全体はほとんどむき出し状態となっている。遼寧省錦州市文物考古隊と県文物管理所は、1991年5月17日から6月4日にかけて墓葬の整理を行った。墓から出たほんの少し残された遺物のほとんども破損しているが、一件の契丹文・漢文合璧の墓誌が発見された。漢文は誌石の正面に、契丹文は誌蓋の背面にそれぞれ刻まれている。

墓は磚を積んだ多室墓であり、墓道・墓門・甬道・左右耳室及び主室からなる。墓門は南向きであり、上部には盜掘の際に掘られた穴の跡がはっきりと残されている。真西と西南面の墓壁の底部には、朽ちた柏の角材が残存し、その上に彩色塗料がかすかに見えている。そうしたことによって、元来主室と耳室にはともにその内壁に彩色上絵を施した柏木製の装飾版が嵌められていたことがわかった。これは契丹貴族の墓によく見られる葬俗で、それを認定する標識の一つである。

墓誌は甬道から出土し、誌石と誌蓋とは離れている。石質は青緑色砂岩である。誌蓋は盪頂式で、長107cm、幅106cm、厚17cmとなっている。真ん中に3行12字の篆書漢字「大契丹國廣陵郡王墓誌銘記」が陰刻されている。その周辺に十二支の人物図像が刻まれており、いずれも頭に巾幘をかぶり、身に丸襟の長袍をまとい、手に笏をもっている。誌蓋の裏に36行の楷書契丹小字が陰刻されている。誌石の大きさは誌蓋に同じで、33行の楷書漢字が陰刻されている。

契丹文墓誌の右から第一行、即ち誌題は、「大中央契丹フリジ國の故廣陵郡王の墓誌銘並びに序」となり、その下にはほぼ単語5個分の空欄があつて「知制誥郎君白 撰す」と刻まれている。

誌文の第2行から第18行にかけては墓主の出身・生涯・官職の履歴、第19行から第22行にかけては墓主の妻と子女、第23行から第26行にかけては葬儀に参列した親族の名簿、第27行から第28行に

かけては誌文の撰者である耶律白がその著述の経緯を述べる部分、第29行から第34行にかけては誌文に附属した銘文、第35行から文末の第36行にかけては送殯に参列した親族の名簿、となっている。ここで、その要点を選んで訳すれば、以下の如くである（括号中のHG正楷書体は、漢文墓誌の対応部分である。漢文墓誌の引文にある〔 〕は、筆者が加えたものである）。

大王は名は驢糞、字は朝隱[1]である。祖父は耶律捺鉢の第五ハーン景宗皇帝[2]であり、生みの父は秦晋国王で、景宗皇帝の次男である。大王は、秦晋国王の長男[3]である（王諱宗教、字希古、實孝成皇帝之諸孫、孝貞皇太叔之胤子）。母、迷里吉遲女娘子[4]は、丹国の聖ハーン烏魯古[5]の後裔で、外祖父と孫娘との血縁関係である（母曰蕭氏、故渤海聖王孫女、遲女娘子也）。わかい頃美貌で現地の名媛に数えられたので秦晋国王に嫁いだ。人となりが慈しみ深く恵み深かつたため、承天皇后の歓心を買った。大王が生れたあと、伯父である聖宗皇帝は自分の子とみなした。同母弟は猪糞太師である[6]。

大王は初め防禦使になり、觀察使及び州の節度使の諸号に順次封ぜられた。王子郎君班詳穩に昇進し（開泰八年[1019]、始授王子郎君將軍）、塌母里城の節度使[7]になり、南院林牙（太平五年[1025]、南面林牙）、應州（七年[1027]、出領彰國軍[應州]節度使）・宜州の節度使[8]（俄換崇義節制[宜州]）・歸化の節度使となり[9]（重熙元年[1032]、遷天德軍[豐州]節度使）、遷って南院副部署などの諸号に選ばれた（七年[1038]、入為南面契丹諸行宮副部署）、某号に封ぜられ、契丹行宮都部署となった（明年[1039]、轉都部署、同中書門下平章事）。この年の春、使相の号に封ぜられた。東北路の撻領詳穩になり[10]（十年[1041]、授東北路達領將軍）、北院宣徽に改められ（再歲、徵拜宣徽使）、阿里軫州の事をつかさどった[11]（十四年（1045）、出知忠順軍[蔚州]節度使事）。左院夷離畢などの号を得て（十五年[1046]、拜左夷離畢）、宗族の事をつかさどり、両親の号を更新させ、大内惕隱に立てられた（其年冬、遷授大内惕隱）という官誥は帳ハーンが書き、惕隱司を得て担任した。その後親族の王子の順位を決めるにあたり、廣陵郡王の号に封ぜられ[12]（十七年[1048]、特封廣陵郡王）、平州の事をつかさどるように改められた（未幾、改遼興軍[平州]節度使）。これらに遷って、興中府をつかさどったのち（翌歲、判興中府）、陵の事をつかさどった[13]（二十一年[1052]、移鎮顯州）。六十二歳で長患いのため治所で薨じた（以重熙二十二年[1053]歲次癸巳六月二庚午日、薨于治所、享年六十有二）。毛詩に「愷悌たる君子、民の父母」とあるのは、大王のことである（王荷兩朝公爵之恩、承二紀□親之寵。洎領是鎮、益施精力。親奉蒸嘗、致虔於聖寢；無捨蚤夜、盡智於公家）。

妻惕隱麼格[14]は、姓古只[15]乙室己国舅少父房涅里袞敵烈德相公と諧領夫人の第五女であり、韓國夫人に封ぜられた（王所娶夫人蕭氏、姓古只涅里袞相公女也。閔風蕙□、□德金貞、忍違偕老之期、自固靡它之誓）。人徳が満ちあふれていた。大王と麼格の子どもは男女四人があり、長男崇骨徳と次男鐵離はともに右院千牛衛將軍である（有子二人：長曰崇骨徳、右千牛衛大將軍。次曰鐵離、右千牛衛將軍。肯構衆賢、聿與先闇、□□典衛、並列通班）。長女特免は國舅大翁帳初魯里太師[16]と裏魯鄰夫人の子である信寧郎君に嫁いだ（女二人：長曰特每、適於國舅□德太師男、信陵郎君婦）。次女胡覩古は國舅大翁帳控骨里太保に嫁いだ[17]（次曰胡覩古、適於國舅阿沒郎君男、控骨里太尉婦）。

重熙二十二年（1053）八月十二日に（以其年八月十二日戊申、附葬于乾陵之西麓）、日時とも適宜であり、勅を奉じて葬儀を總理したのは甌昆塞哥太保である。葬儀に参列した親族は、韓國夫人

の姉たちである唐古里麿格・朱哥麿格・奴古里麿格・勞骨寧娘子、韓國夫人の弟である奪里鉢太尉、韓國夫人の妹である唐娘子、嫁たちの母である崇娘子・欒姐姐娘子、婿たちの母である国舅の裊魯鄰夫人・楚古麿格、おば不列娘子[18]、長男崇骨德、その嫁賢丹女、次男鐵離、その嫁胡覲古、長女特免娘子、その婿信寧郎君、次女胡覲古[19]、となっている。

大葬には哭礼を用い、裊速叢山において涅里古が南院長嶺への送殯の儀式を行った。惕隱麿格、いとこの同哥公主と討古別胥[20]、長男崇骨德太師が共同で墓誌の撰作に加わり、輝かしく円満な墓誌を完成した。

いとこの同哥公主、不列娘子の夫である札不古將軍、惕隱麿格の妹である唐娘子の子たちの郭三と察乍、妹婿の趙九、惕隱麿格の叔父の子である安哥などは、靈柩を墓地まで送った。

[1]朝隱驥糞大王、聖宗統和九年（991）に生まれ、興宗重熙二十二年（1053）に薨じ、享年62歳。

「朝隱」はかれの字、「驥糞」はかれの名。その名「驥糞」は『遼史』卷六十四皇子表に見えるほか、「驥糞」の同音異訛「旅墳」は、『遼史』卷十七聖宗本紀八/太平八年（1028）十二月壬申「旅墳宜州節度使」に見える。その字「朝隱」は漢文史料には見えず、契丹文墓誌にのみ現れる。『遼史』卷九十一耶律韓八伝に「耶律韓八、字嘲隱」とあるが、「嘲隱」の契丹語原型は「朝隱」に同じであるはずで、どちらもfau' inに由来した音訛である。漢文墓誌に現れる「宗教」という名は、『遼史』卷十六聖宗本紀七/開泰九年（1020）五月癸酉「以耶律宗教檢校太傅」に見える。その字「希古」は、漢文史料に見えない。

[2]耶律捺鉢の第五ハーン景宗皇帝。「耶律捺鉢」は、即ち「皇家」の意。それと近い意味を示すものには、さらに「女古捺鉢」や「聖捺鉢」などがある。契丹文墓誌では、みな契丹王朝を指す。それに対応する「先捺鉢」は、遙輦カハン治下の契丹部族聯盟を指す。

遼景宗の尊号につき、『遼史』は「天贊皇帝」（卷八景宗本紀上「百官上尊号曰天贊皇帝」）とし、尊諡を「孝成皇帝」（卷九景宗本紀下「統和元年正月壬戌、上尊諡孝成皇帝、廟号景宗。」）とするが、『契丹國志』も「孝成皇帝」とする。漢文『王瓊墓誌』（統和三年[985]）では、それを書き誤って「孝感皇帝」とする。しかしながら、契丹文墓誌だけは、景宗を「天冊皇帝」と称する。

[3]驥糞が隆慶の五子の中で長に居るにもかかわらず、皇族表がかれを五子の第四位に並べるのは、かれが「元子」ではないからである。しかし、舊史皇族伝では、驥糞が第一位に列せられていた可能性が十分ある。こうした例は世宗の長男只沒（「質睦」ともする、字は「和魯董」）に傍証を得る。只沒は甄氏所出の庶長子であり、『遼史』卷六十四皇子表はかれを世宗の三子の中で第三位に並べるが、「舊史皇族伝 書すること第一に在り」とある。ここから、舊史での子嗣順序の並べ方は、年齢に従うものであり、それに反して『遼史』のほうは嫡庶の別に改めて並べようになってることがわかる。

[4]朝隱驥糞の母遲女娘子は、姓を迷里吉とする。この姓氏は、契丹文墓誌に見えるものとしてはさらに、耶律玦の母は、姓を迷里吉とする。遼太祖の弟雲獨昆迭烈哥の六世孫である迪烈德太師の妻は、姓を迷里吉とする。『遼史』に人名とする「迷離己」があるが、それは姓氏となるものの同音異訛にちがいない。迷里吉遲女娘子は、渤海国最後の国王大謹譲の外孫女である。本墓誌の解説によれば、遲女娘子には妹一人がおり、不列娘子という。その妹婿は札不古將軍という。

[5]漢文墓誌の「故渤海聖王」と契丹文墓誌の「丹國の聖ハーン」が指すのは渤海国最後の国王である大謹譲である。「烏魯古」は、元來遼太祖が騎乗していた馬の名だが、渤海を滅ぼした後、そ

れを降伏した国王に賜ったことによって侮辱の意を示した。ここから、*dan gur*（丹国）の契丹字における本義が本来「渤海故地」を指し、渤海滅亡ののち、契丹人が*dan gur*を襲用して渤海の故地に建立された東丹国を指したことが推察される。考證過程の詳細については、拙著『愛新覺羅烏拉熙春女真契丹学研究』（松香堂、2009年版）所収の「契丹文*dan gur*與東丹国国号一兼評劉浦江〈再談「東丹国」国号問題〉一」を見よ。

[6]『遼史』皇族表には、秦晉国王隆慶が、査葛・遂哥・謝家奴・驢糞・蘇撒の五人の子があると記す。漢文『耶律宗政墓誌』と『耶律宗允墓誌』によれば、査葛は即ち耶律宗政、遂哥は即ち耶律宗德、謝家奴は即ち耶律宗允で、それぞれの対応関係がわかり、三人とも隆慶の正妃である齊国妃に出自する。驢糞と蘇撒（猪糞）は、隆慶の妾である遼女娘子が生んだ同母兄弟であり、漢文墓誌が耶律宗教を「孝貞皇太叔之胤子」とする所以である。契丹文墓誌の「猪糞」はあきらかに「名」であり、『遼史』の「蘇撒」は言うまでもなく「字」である。ところが「蘇撒」に表示される音韻から見れば、それは語尾n子音が付かない形式で、漢語音訳に誤りがあろう。類似した事例を挙げてみれば、遼代漢文墓誌の人名「擺撒」は、契丹文墓誌における対応形式は**baisan**なので、より適切な音訳は「擺散」となるはずである。

契丹人で「猪糞」を名とするものには、さらに筆者が訳した契丹文墓誌に現れる「烏廬本猪糞」があり、この人物は遼輦氏迪輦鮮質可汗の第八代の後裔にあたり、『遼史』卷九十一に伝がある耶律玦の弟でもある。

[7]契丹文墓誌の「塌母里城節度使」は、漢文墓誌の「太平初、改授始平軍節度」と時間的には対応するが職名が異なっている。

始平軍は、遼州の軍号であり、東京道に隸属する。東京道は元来渤海国の東平府の治下であったが、遼太祖天顯元年（926）に渤海を討伐する際に、最初に破ったのは東平府で、渤海を滅ぼし東丹に改めた。太宗の時に州の軍号である東平を始平に変え、その兵事を北女直兵馬司に属させた。聖宗が耶律宗教に始平軍節度使に授けたことには、その母が渤海最後の国王の後裔であったことと何らかの関係があるかもしれない。

『遼史』卷四十六百官志二北面部族官/西路諸司に「塌母城節度使司」があるが、契丹文tamurを音訳すれば、「塌母里」とすべきなので、『遼史』の「塌母」はその語尾のr音を省いた不適切な音訳と言わざるを得ない。『遼史』には、「塌母城節度使」に任せられたものとして、「耶律谷欲、字休堅、六院部人。開泰中、稍遷塌母城節度使。」（卷一百四耶律谷欲伝）、「蕭陶隗、字烏古鄰、宰相轄特六世孫。起為塌母城節度使。未行、疽發背卒。」（卷九十蕭陶隗伝）、「耶律敵烈、字撒懶、採訪使吼五世孫。大安中、改塌母城節度使。」（卷九十六耶律敵烈伝）が見える。契丹文墓誌においてこの職に任せられたものは、撒懶迪烈德（即ち『遼史』に伝がある耶律敵烈）である。朝隱驢糞が塌母里城節度使に任せられた年代は、開泰八年以後・太平五年以前にあり、耶律谷欲がこの職に任せられた後にあるはずである。

[8]『遼史』卷十七聖宗本紀八/太平八年十二月壬申に「旅墳宜州節度使」とある。卷三十九地理志三に「宜州、崇義軍、上、節度。本遼西瀕県地。東丹王每秋畋于此。興宗以定州俘戸建州。有墳山、松柏連亘百餘里、禁樵採；凌河、累石為堤。隸積慶宮。」とある。漢文『蕭相公墓誌』に、「宜州北閭山西、附先令公之塋」とあるところから、宜州の故址は今日の遼寧省義県鎮にあると見なすべきである。

[9]契丹文墓誌の「歸化（州）節度使」と漢文墓誌の「天德軍節度使」とは吻合していない。『遼

史』卷四十一地理志五に「歸化州、雄武軍、上、刺史。本漢下洛県。元魏改文德県。唐升武州、僖宗改毅州。後唐太祖復武州、明宗又為毅州、潞王仍為武州。晉高祖割獻于遼、改今名。」とある。天德軍は豊州の軍号であり、地理志五に「豊州、天德軍、節度使。秦為上郡北境、漢屬五原郡。地磧鹵、少田疇。自晉永嘉之亂、屬赫連勃勃。後周置永豐鎮。隋開皇中升永豐縣、改豊州。大業七年為五原郡。義寧元年太守張遜奏改歸順郡。唐武德元年為豊州總管府。六年省、遷民於白馬県、遂廢。貞觀四年分靈州境、置豊州都督府、領蕃戶。天寶初改九原郡。乾元元年復豊州、後入回鶻。会昌中克之、後唐改天德軍。太祖神冊五年攻下、更名應天軍、復為州。」とある。

[10]余靖『武溪集』契丹官儀に、「其東北則有撻領相公、掌黑水等邊事。」とあり、撻領相公は達領詳穩に相当する。漢文『耶律宗福墓誌銘』(咸雍八年[1072])に、墓主が「東北路撻領詳穩」に任命されたとあるが、契丹文『惕隱司秦王帳孔寧敵烈太保墓誌』(乾統元年[1101])にも宗福が重熙年間(1032-55)にこの職に付いたとある。契丹文『梁國王位誌銘』(乾統七年[1107])に、墓主が重熙十五年(1046)に「東北路撻領詳穩」を授けられたとある。授職年代より見れば、朝隱驢糞の1041年は先にあり、宗福と梁國王石魯隱朮里者のどちらが先にあるかなお不明だが、宗福の授職年代は1044年より早い可能性がないので、かりに1045年とすれば、石魯隱朮里者が翌年かれの後任となったことを推測しうる。

[11]ただ「蔚州」という州名だけは、契丹文墓誌に通常の漢語訳音で表示されていない。

[12]朝隱驢糞の廣陵郡王の封号は、契丹文墓誌と漢文墓誌とで一致する。但し『遼史』卷二十興宗本紀/重熙十七年三十一月丁巳に「惕隱旅墳遼西郡王」とあることは、明らかな誤記と判明する。

[13]陵、即ち顯陵を指す。『遼史』卷五世宗本紀天祿五年(951)に「察割反、帝遇弑、年三十四。應曆元年、葬於顯州西山、陵曰顯陵。」、卷三十八地理志二/東京道に「顯州、奉先軍、上、節度。本渤海顯德府地。世宗置、以奉顯陵。顯陵者、東丹人皇王墓也。……州在山東南、遷東京三百餘戸以實之。應曆元年、穆宗葬世宗於顯陵西山、仍禁樵採。」、『奉天通志』に「今北鎮城正在山之東南、且位於顯陵之東南十五里、則顯州必在此附近無疑。」とある。

[14]惕隱麼格。「惕隱」は、韓国夫人の名、「麼格」は、契丹女性に対する尊稱。彼女の父である涅里袞敵烈徳という人物につき、筆者はつとに『契丹文墓誌より見た遼史』(松香堂、2006年版)において考証を施し、『遼史』卷八十八に伝がある蕭敵烈と断定した。伝に、「蕭敵烈、字涅里袞、宰相撻烈四世孫。識度弘遠、為鄉里推重。始為牛群敵史。帝聞其賢、召入侍、遷國舅詳穩。統和二十八年(1010)、帝謂群臣曰：高麗康肇弑其君誦、立誦族兄詢而相之、大逆也。宜發兵問其罪。群臣皆曰可。敵烈諫曰：國家連年征討、士卒耗敝。況陛下在諒陰；年穀不登、創痍未復。島夷小國、城壘完固。勝不為武；萬一失利、恐貽後悔。不如遣一介之使、往問其故。彼若伏罪則已；不然、俟服除歲豐、舉兵未晚。時令已下、言雖不行、識者贊之。明年、同知左夷離畢事。改右夷離畢。開泰初、率兵巡西邊。時夷離畢部下闡撒獄撲里、失室、勃葛率部民遁、敵烈追擒之、令復業、遷國舅詳穩。從樞密使耶律世良伐高麗。還、加同政事門下平章事、拜上京留守。敵烈為人寬厚、達政體、廷臣皆謂有王佐才。漢人行宮都部署王繼忠薦其材可為樞密使、帝疑其黨而止。為中京留守、卒。族子忽古、有伝。弟拔刺。」とある。蕭敵烈の漢文墓誌は、1949年に遼寧省阜新市(もと義県に属す)清河門西山村西山より発見されたが、誌石は出土のときすでに破損していた。わずか残されたのは10件の破片のみであったが、誌蓋だけは完全に保存されている。方形を呈しており、辺の長は97cmであり、真ん中に2行10字の篆書漢文「佐移離畢蕭相公墓誌銘」(「佐移離畢」は「左夷離畢」)が刻まれている。『遼史』卷十五聖宗本紀六開泰三年(1017)に、「六月乙亥、合拔里、乙室二國舅

為一帳、以乙室夷離畢蕭敵烈為詳穩以總之。」とあるところにおいて、「乙室夷離畢」は「乙室己夷離畢」とすべきである。契丹文墓誌の解読によって蕭敵烈が乙室己國舅少父房の出身であることが証明され、漢文墓誌の出土はさらに乙室己國舅少父房の本帳地が即ち遼寧省義県清河門西山村あたりにあることを実証した。『遼史』蕭敵烈伝においては、子があることを記述しないが、漢文墓誌に蕭相公の二人の子の漢名が見えており、「長曰慎微、如京使……留守相公女橫帳耶律氏為婦。次日慎微、崇德宮副部署、銀青崇祿大夫、檢校匂當……衙内口歩軍都指揮使、娶……小字達烈、次……」とあり、最後になお「次」という字が見えるところから、蕭敵烈の子が二人に止まらないことを推測しうる。契丹文墓誌に蕭敵烈の子ども七人の名が見え、長女唐古里麼格・次女朱哥麼格・三女奴古里麼格・四女勞骨寧娘子・五女即ち朝隱驢糞の妻である韓國夫人惕隱麼格・子奪里鉢太尉・六女唐娘子となっている。その子である奪里鉢は、重熙二十二年（1053）にすでに太尉という官銜をもっていたのであり、『遼史』の遺漏を補うに資するものとなる。「奪里鉢」は契丹名であり、漢文墓誌の「慎微」あるいは「慎微」、もしくはかれらの弟にあたるが、いずれかは、知りようがない。蕭敵烈の第五女の惕隱麼格は、子二人と女二人を生育し、崇骨德・鐵離・特免・胡覩古である。第六女の唐娘子には、郭三と察乍の二人の子があつたようである。ほかには、蕭敵烈には少なくとも一人の弟があり、重熙二十二年までに世を去つたようだが、その子の名は安哥である。しかしながら安哥の父が『遼史』に載る蕭敵烈の弟「拔刺」であったか否かについても、知りようがない。

『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』残石に「惕隱韓國夫人の姉の息子（もしくは「むすめ」）……」とある。最後の単語の下半は磨滅しているが、かすかに残っている二個の表音字に綴られるpauから、人名用語の第一音節であると推測できる。筆者が解読した『高隱太師墓誌銘』（清寧三年[1057]）では、墓主高隱福留の母の名の第一音節が同じ2個の表音字で綴られており、四番目の表音字はin音節を示すものであるが、ただ三番目の表音字だけはすでにはつきりしなくなっている。しばらくその名を「袍隱」と音訳しておく。韓國夫人の姉の子は、一体男か女か、それは胡覩古娘子と何らかの関係をもつのか、一切不明である。

契丹大字は、文字の表意性について契丹小字に勝っている点がある。たとえば、「子ども」の单数形の男女の区別は、契丹大字にはあるが契丹小字にはない。従って、もし『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』残石が契丹大字を用いていたなら、韓國夫人の姉の子の性別は一目瞭然であったはずである。

[15]「姓古只」は、「乙室己國舅少父房」の修飾語にあたるものであり、ちょうど「只魯古只」が「（国舅）惕隱司」の修飾語にあたると同様である。当該国舅帳を組織し始めた際の中心となつた人物の名かもしれない。

「乙室己國舅少父房」の「乙室己」が、本墓誌でisgi-s（語根isgi-に複数接尾辞-sを後続させる形式）のように綴られていることは、『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』と同じである。一方、『大中央フリジ契丹国六院諧領于越帳孟父房窩篤宛副署位誌』ではisgi-dのように綴られており、複数接尾辞は-dに代わっている。-sと-dは、一部の単語に接続する複数接尾辞の場合に交互に使用できる。

[16]初魯里は、太師の名。但し漢文墓誌の「國舅□德太師」の「□德」とは音韻的に吻合していない。後者は語尾音節-inを省いた訳音であろう。即ちそれは太師の「字」であるかもしれない。漢文が契丹人の「字」を音訳する際に、語尾音韻を省く例がよく見られる。例えば、「薩刺丁」を「薩

刺徳」に、「痕得隱」を「痕得」に、「巖木古」を「巖木」に、「曷魯本」を「曷魯」にすることなど、枚挙にいとまない。

驢糞朝隱は、二人のむすめをともに拔里氏国舅大翁帳に嫁がせたが、長婿の父である初魯里太師と次婿の父である阿沒郎君との間にいかなる親族関係があるか、いままで出土した契丹文墓誌だけでは、なお明確でない。

[17]『控骨里太尉妻胡覲古娘子墓誌』に、控骨里はその妻が亡くなった時点で相変わらず太尉であったとある。太保は太尉の上・太師の下に位置づけられ、漢文『耶律宗教墓誌』に記述される「太尉」が正しく、契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』に記述される「太保」が誤りであることがわかる。控骨里の父母については、漢文墓誌がその父「阿沒郎君」だけを、契丹文墓誌がその母「楚古麼格」だけを、それぞれ記述している。

[18]ここに列挙されている人名は、葬儀に参列した人物名簿である。その並び順から、契丹人の親族関係における親疎意識の特徴を読み取ることができる。これらの人名は五群に分かれる。即ち、

第一群：墓主の妻の実家の親族：「妻の姉唐古里麼格・朱哥麼格・奴古里麼格・勞骨寧娘子、妻の弟奪里鉢太尉、妻の妹唐娘子」。

第二群：墓主の嫁の実家の親族：「嫁の母崇娘子（長男の嫁賢丹女の母）、欒姐姐子（次男の嫁胡覲古の母）」。

第三群：墓主の婿の親族：「婿の母国舅裊魯鄰夫人（長婿信寧の母）・楚古麼格（次婿控骨里の母）。

第四群：墓主の母の実家の親族：「おば不列娘子（遼女娘子の妹）」。

第五群：墓主の息子、嫁、むすめ、婿：「長男崇骨德、嫁賢丹女、次男鐵離、嫁胡覲古。長女特免娘子、婿信寧郎君、次女胡覲古」。

以上の如く、葬儀に参列した際の並び順から、親族の間の等級差が現れてくる。先ずは妻の族、次は嫁の族、さらに婿の族、最後になってはじめて母の族、となっている。

葬儀に参列した親族成員において、女性が絶対多数を占めることが注目に値する特徴の一つと言える。これらの女性の夫たちは、必ずしもみなが故人ではあるまい。少なくとも遼女娘子の妹婿である札不古將軍及び韓國夫人の妹婿である趙九の二人は墓地まで送殯した名簿の中に現れているからである。

[19]胡覲古の夫である控骨里は、葬儀に参列しなかった。

[20]同哥公主と討古別胥の二人は、景宗の第三子齊国大王隆祐（胡都董高七）のむすめであろう。

『遼史』卷六十四皇子表に、隆祐に、胡都古（宗業）・合祿（宗範）・貼不（宗熙）の三子があつたとある。本墓誌の解読によって初めて、隆祐には二人のむすめがあつたことがわかった。ほかには、筆者が解読した契丹大字『可汗横帳孟父房涅鄰劉家奴詳穩墓誌碑銘』（重熙二十年[1051]）及び契丹小字『特免郭哥駙馬次妻曷魯里夫人墓誌碑銘』（大康四年[1078]）によれば、さらに隆祐には一人のむすめ「睦朵尉斡公主」があり、特免郭哥駙馬の正妻であると見えるので、隆祐のむすめは、少なくとも三人あつたことになる。

### 三 契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』の撰者耶律良

耶律良（?～1070）は、興宗・道宗の時代に名高い契丹文の名家である。これまで出土した契

丹文墓誌の中で、かれの著作に係るものは4件ある。その名の意訳は「白」であるから、『遼史』においてかれを「耶律白」と称する。その字はsinenであり、音訳すれば「習撫」となる。小字はsu、音訳すれば「蘇」となる。

『遼史』に伝がある。伝に、「耶律良、字習撫、小字蘇、著帳郎君之後。生於乾州、讀書醫巫閭山。學既博、將入南山肄業、友人止之曰：爾無僕御、驅馳千里、縱聞見過人、年亦垂暮。今若即仕、已有餘地。良曰：窮通、命也、非爾所知。不聽、留數年而歸。重熙中、補寢殿小底、尋為燕趙國王近侍。以家貧、詔乘廄馬。遷修起居注。會獵秋山、良進秋游賦、上嘉之。清寧中、上幸鴨子河、作捕魚賦。由是寵遇稍隆、遷知制誥<sup>[1]</sup>、兼知部署司事。奏請編御製詩文、目曰清寧集<sup>[2]</sup>；上命良詩為慶會集、親製其序。頃之、為敦睦宮使<sup>[3]</sup>、兼權知皇太后宮諸局事。良聞重元與子涅魯古謀亂、以帝篤於親愛、不敢遽奏、密言於皇太后。太后託疾、召帝白其事。帝謂良曰：汝欲間我骨肉耶？良奏曰：臣若妄言、甘伏斧鑽。陛下不早備、恐墮賊計。如召涅魯古不來、可卜其事。帝從其言。使者及門、涅魯古意欲害之、羈於帳下。使者以佩刀斷帘而出、馳至行宮以狀聞。帝始信。亂平、以功遷漢人行宮都部署。咸雍初、同知南院樞密使事、為惕隱<sup>[4]</sup>、出知中京留守事<sup>[5]</sup>。未幾卒<sup>[6]</sup>、帝嗟悼、遣重臣賻祭、給葬具、追封遼西郡王、謚曰忠成。」とある。

[1] 耶律良が『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』（重熙二十二年[1053]）を撰した時には、その職は「知制誥」となっている。『興宗皇帝哀冊』（清寧元年[1055]）の撰者を「瀋州刺史臣蘇」とするが、即ち耶律良である。伝に、清寧中（1055-64）によくやく知制誥に遷ったとあるのは、時間的におそらく誤っている。墓誌によれば、重熙二十二年にすでにその職に授けられているので、清寧元年に遷ったのは瀋州刺史であるはずだ。『高隱太師墓誌銘』（清寧三年[1057]）を撰した時には、その職は「瀋州□□檢校□□右僕射」となっている。

[2] 『遼史』卷二十一道宗本紀一/清寧六年（1060）に「夏五月戊子朔、監修國史耶律白請編次御製詩賦、仍命白為序。」とある。

[3] 契丹文『于越尚父守太傅糺鄰王墓誌銘』（咸雍八年[1072]）に清寧九年（1063）七月十九日の「重元の乱」を記述する文章の中で、「宮使耶律白」が現れる。『遼史』卷二十二道宗本紀二/清寧九年秋七月戊午では、それを「敦睦宮使耶律良」とする。かれが敦睦宮使に就いたのは、清寧六年以後九年以前の間にあるはずである。

[4] 『遼史』卷二十二道宗本紀二/咸雍二年（1066）秋七月癸丑朔に「同知南院樞密使事耶律白惕隱」とある。『蒲奴寧尚書墓誌銘』（咸雍四年[1068]）を撰した時に、その職は「惕隱」とされる。

[5] 『遼史』卷二十二道宗本紀二/咸雍六年（1070）六月に「乙酉、以惕隱耶律白為中京留守。」とある。

[6] 『遼史』卷二十二道宗本紀二/咸雍六年（1070）に「八月丙子、耶律白薨、追封遼西郡王。」とある。

## 注

---

① 敵魯が淳欽皇后の異父長兄であること、及び拔里氏国舅大翁帳に関する詳しい考證については、拙著『契丹文墓誌より見た遼史』松香堂、2006年版。pp. 20~23とpp. 80~84、および「契丹文『惕隱司孟父房白隱太傅位誌碑銘』『故顧武將軍上師居士拔里公墓誌』合考」、『立命館文学』614号、2009年12月。を見よ。

- ② 本稿の図版の出典：「葉茂台墓群位置図」と「葉茂台墓群分布図」は、「遼寧法庫縣葉茂台23号遼墓發掘簡報」（『考古』2010年第1期。2010年1月）に基づく筆者の書き起こしである。「23号墓出土の契丹文墓誌残石」は、上文からの引用である。「契丹文『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』」は、筆者の撮影である。
- ③ 漢文『蕭義墓誌』に、墓主蕭義について「葬於遼川之右、聖迹山陽」とある。
- ④ 葉茂台墓群の1～22号墓の分布及び発掘情況については、馮永謙・溫麗和『法庫縣文物志』（遼寧民族出版社、1996年版）の関係個所を参照した。23号墓の発掘情況については、遼寧省文物考古研究所・瀋陽市文物考古研究所「遼寧法庫縣葉茂台23号遼墓發掘簡報」（『考古』2010年第1期。2010年1月）を参照した。
- ⑤ 漢州は、『遼史』卷四十地理志四に「漢州、永安軍、中、刺史。本古黃洛城。漢河環繞、在盧龍山南。齊桓公伐山戎、見山神愈鬼、即此。秦為右北平。漢為石城縣、後名海陽縣。漢末為公孫度所有。晉以後屬遼西。石晉割地、在平州之境。太祖以俘戶置。」とある。『讀史方輿紀要』卷十七北直八/漢州に「古孤竹國地、戰國時屬燕、秦屬右北平郡、兩漢至晉俱屬遼西郡、後魏因之。隋屬平州、唐亦為平州地。五代唐時契丹分置漢州於此、亦曰永安軍。金、元因之。明亦曰漢州、以州治義豐縣省入。編戶六十七里。領縣一。州控臨疆索、翼蔽畿甸、負山濱海、稱為形勝。契丹置州於此、所以厚渝關之防、聯絡營、平、窺觀幽、冀也。其後拱手而取燕、雲。」「義豐廢縣、今州治。」とある。今日の河北省漢縣にあたる。筆者が以前解説した契丹文墓誌にも「漢州」が現れ、その綴り方は本墓誌残石と同じである。一方、「漢州刺史」は契丹文墓誌にのみ現れ、敵輩巖木古夷離董六世孫撒班鐸魯斡相公（1020～1076）の次男である夷里衍糺里太保（1061～1102）が、天祚帝が即位した後漢州刺史を受けられた。詳細は拙著「契丹文『惕隱司孟父房白隱太傅位誌碑銘』『故顯武將軍上師居士拔里公墓誌』合考」、『立命館文学』614号、2009年12月。を見よ。
- ⑥ 筆者の統計によれば、2005年まで発見された契丹文墓誌には、au' ui（娘子）を称する契丹人女性が84例あり、彼女たちの夫は、みな官職が高くないか甚だしくは無官職者であり、郎君（敵史）34人、太保10人、將軍11人、太尉8人、帝室己3人、司徒3人、生員2人、官職不詳者2人、副署2人、副使2人、侍郎1人となる。そのほか、夫が王爵をもつのに、妻がau' ui（娘子）と称される者があるが、それは正妻ではないからである。未婚女性もau' ui（娘子）と称されることから、この語は女性に使う一般的通称であることがわかる。詳細は拙著『契丹文墓誌より見た遼史』（松香堂、2006年版）pp. 302～305。を見よ。

（立命館アジア太平洋大学教授）